

第2回吹田市立認知症高齢者グループホーム指定管理者候補者選定委員会議事録

1 開催日時

平成30年(2018年)10月5日(金) 午後2時開会～午後3時20分閉会

2 開催場所

吹田市役所 中層棟4階 第3委員会室

3 出席委員

辻井 健一 委員長 (吹田市医師会 理事)

井元 真澄 副委員長 (梅花女子大学 教授)

田和瀬 友恵 委員 (大阪府社会保険労務士会 労働条件審査推進部会員)

前田 年子 委員 (吹田市民生・児童委員協議会)

井上 寧 委員 (近畿税理士会 業務対策委員)

4 欠席委員

なし

5 会議次第

1 開 会

2 書類審査 資料説明及び応募事業者の財務状況等説明

3 プレゼンテーション審査

社会福祉法人 寿楽福社会

4 最終採点・採点表回収・集計

5 結果報告

6 答申

7 閉 会

6 議事の経過

〔1 開会〕

委員長：

(挨拶)

〔2 書類審査〕

委員長：

それでは、次第のとおり、議事を進めたいと思います。まず、書類審査として事務局から資料説明をお願いします。

事務局：

(選定方法の説明、プレゼンテーション審査の説明、申請書類の説明)

委員長：

ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

(なし)

無いようですので、応募事業者の財務状況について、ポイントなどを、専門の委員から御説明いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員：

社会福祉法人寿楽福祉会の財務状況について説明。

- ・貸借対照表を元に、「支払能力」「設備投資の妥当性」「資本構成の安定度」について、「流動比率」「固定長期適合比率」「自己資本比率」を元に分析、説明。
- ・平成30年度の収支差率（実績）や平成31年度の収支計画における収益、支出、収支差率について説明。

委員長：

ありがとうございました。委員からの御説明に対し、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

(なし)

応募事業者の人事労務の状況について、ポイントなどを、専門の委員から御説明いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員：

社会福祉法人寿楽福祉会の人事労務について説明。

- ・職員体制について常勤職員の割合、労務管理について平均勤続年数、離職率、有給取得率等について説明。
- ・就業規則について説明。

委員長：

ありがとうございました。委員からの御説明に対し、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

(なし)

〔3 プレゼンテーション審査〕

委員長：

それでは、吹田市立認知症高齢者グループホーム指定管理者候補者選定委員会のプレゼンテーション審査を始めます。事業者に入室してもらってください。

寿楽福祉会：

(プレゼンテーション)

委員：

社会福祉法人なので収益事業という位置づけではありませんので、それを前提にとのことですけど、収支差率を見ると、全国平均と比べるとかなり厳しい数字だと思いますが、ある程度は利益が出て再投資という形になるかと思いますがいかがお考えですか。

寿楽福祉会：

社会福祉法人ですから、考え方として利益を最優先にはしていません。すべての事業所において温かい介護、温かい援助ができるように職員の数多くしています。例えば、特養に関しては大阪市と吹田市で実施していますが、どちらの施設も国基準で利用者と職員の配置が3対1のところを、2対1でキープするようにしています。しかし、再投資していく基盤を確保しなければいけませんので、全体で事業利益を集め活動する、一つ一つの事業において小さなものも積み上げて大きな力を生み出していく、そういう考え方を持っております。

委員：

2点お伺いします。適正な労働条件の確保に関して有給休暇取得率の向上を挙げられており、業務改善を図ることによって必要な有給休暇を取得できるようにとなっておりますが、具体的には有給の取得向上については何か取組等行っていますか。

寿楽福祉会：

大きな目標として取り組んでいるところですが、具体的には特養の介護職員は有給が非常に取りにくいです。2桁を目標にしていますが2桁取れる職員と取れない職員がいる。ただデイや他の系列は結構取れています。特養の介護福祉士に対してはこちらの方からこの日を取ってみませんかかと相談をかけるようにしています。そのことによって計画的に取り組んでいけるような形を取ろうとしています。合わせて極力長期休暇が取れるように、半年以前からそういった声掛けをし、直属上司とスタッフが相談するなどの取組をしているところです。

委員：

それから2つ目ですが、就業規則を拝見しましたが、就業規則の法律が変わったり、いろいろ世の中の状況が変わってきて今まではよかったことの中身が、現在では合わなくなることもあります。中身について、現在法律に合っているか、確認はしていますか。

寿楽福祉会：

具体的にはどの法律でしょうか。

委員：

就業規則13条の2の規定ですが、60歳定年後の再雇用希望者は、全員65歳まで雇わなければならないとなっておりますが、現在の法律と照らし合わせて、この記載の仕方はどうかと。それから16条の普通解雇という項目の内容が、職員が各号の1に該当するときは解雇するとなっております。退職と解雇とは意味合いが違いますので、ここの整合性が取れてないのかと思われます。次に39条の有給休暇ですが、8割以上出勤した人に10日の年次有給休暇を与えて以後1年毎と書いていますが、法律上は

2年6か月まではそれでよいですが、3年6か月を超えると2日になっていまして、その表を載せているようなことが多いということと、同じ39条の5号について法律上は事業の正常な運営を妨げる場合でないと事業主は申請された有給休暇の期日の変更を認められないとなっているので、記載が気になりました。全体的に就業規則を見直すようなことはされていますか。

寿楽福祉会：

基本的に我々が定期的に就業規則を適宜見直す力がなかったと、申し訳なかったと思っております。これを機会に、もう一度チェックを行いたいと思っております。教えていただきありがとうございます。早急に取り組みます。

委員：

この7月から暫定で事業を始めておられますが、この7月に前事業者から引き継いだことと、7月から変わったことについて、取組の実際の中身について教えていただけますか。変わったことについて少し絡めてなんですけども、この申請書の中にも福祉家具の設置を検討するとありましたが、実際この7月から設置をされているのか、または、引き続き検討なのかということ、利用者懇談会を定期開催すると記載がありますが、グループホームだけでも利用者懇談会という形で既に定期開催をしているのか、これからされるのかということも含めて教えていただけますか。

寿楽福祉会：

引き継いだことは、先ほど申し上げた手厚い人員体制で取り組んでいるところです。それにより温かい食事が提供できております。変わったことについては、7月8月と日が浅いこともありまして福祉家具の取組ができておりません。ただ蛇足になるかもしれませんが、質問に答えていないと理解しながら恐縮なのですが、2階3階にシルバーハウジングがあり、見た目を改善していこうということでグループホームの管理者と私共、またシルバーハウジングの責任者も入って取り組んでいるところです。美観という考え方で、以前はあまり見た目が住宅っぽくはなかったと思いますが、掃除等しながら見た目からきれいにしております。そういったところしか活動できておりませんが、2年3年となる中で我々が法人すべてで取り組んでいることを形にしていきたいと思っております。

例えば、運営推進会議においては法人からの紹介で他のグループホームの管理者にも出席していただいて、そこから社会福祉協議会の方につないでいただいて寄付をいただいたりなど、活動の範囲も広がったと思います。後、従業員に対しても法人の、例えば介護技術の方針であったり、今までの従来の介護技術の足りなかったところについてしっかりと勉強会を進めて取り組んでいるところです。

委員：

現在9名定員ということで9名入所されているのですか。大体平均年齢はどれくらいでしょう。

寿楽福祉会：

若い方で60代後半から1番上の方で90代とばらつきがあります。平均値は出していないです。

委員：

入所年数はどれくらいですか。

寿楽福祉会：

大体2年から3年くらいです。健康上の状態で退所される方も結構いらっしゃいます。

委員：

長い方でどのくらいおられますか。

寿楽福祉会：

長い方で4年から5年です。

委員：

夜勤の勤務時間ということで後ろの方に記載がありますが、グループホームの勤務職員が日勤と早出と夜勤とあり、始業時刻、終業、休憩と載ってますけれど、夜勤が午後5時となって終業時刻が午後10時となっていますけど

寿楽福祉会：

すみません、午後5時と午前10時の間違いです。

委員長：

時間もかなり過ぎているので簡単に結構です。まず安全管理とか衛生管理とか危機管理に関するようなマニュアルというのは整備されておりますか。

寿楽福祉会：

マニュアルは整備されています。

委員長：

厨房の業務は委託と書かれていますが、先ほどの話では自分らで作られてるという話ですが、それは委託されてないという考えでよいですね。食材等は市内から仕入れているという形でもよろしいですね。あとは、水分は1,500ミリリットル摂るとのことですが、それは結構ですけど、もちろん病状などもありますので、心不全の方などもおられると思うので、その辺は確認のうえでされているということですね。

寿楽福祉会：

あくまでも健康体の方にそういった目標を定めたということで、病状に応じて適宜対応しております。

委員長：

認知症の方が対象とのことですが、身体の拘束とかそういうことがあまり書かれていなくて、後ろの方を見ていくとそういう委員会などをされていると書かれているんですけど、その辺どのようにされているのですか。

寿楽福祉会：

現在、身体拘束はありません。

委員長：

あともう一点、福祉家具というのはどういうものですか。高さが低いとかそういうことですか。

寿楽福祉会：

福祉家具という考え方は、我々は大体高さ70センチメートルで天井板のあるようなものを多く使っております。これが手すり代わりになっております。立ち上がる時も（動作実演）昔ながらのお年寄りの動作で、「よっこらしよ」と言って立ち上がれるように、高いと滑ってしまうので体を支えることができない。そういった福祉家具を既存の施設では揃えておりますが岸部中グループホームですとまだ日が浅いですし、多少収支を作っていないと順次買い換えられませんので、今後、そういった目標を持っています。

委員長：

他にございませんか。これで終了します。ありがとうございました。

〔4 最終採点・採点表回収・集計〕

委員長：

では、委員の皆さん、最終の採点を行ってください。

〔5 結果報告〕

事務局：

集計結果ができましたので、集計表をお配りいたします。

委員長：

集計結果により、社会福祉法人寿楽福祉会が吹田市立岸部中グループホームの指定管理者候補者として決定いたしました。次点者はありません。

皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

〔6 答申〕

委員長：

それでは、本選定委員会より、市へ答申書をお渡ししたいと思います。

委員長：

(答申書を読み上げ、渡す)

委員長：

なお、答申書につきましては、選定委員の皆様にも、後日、市から送付していただくよう、お願いします。

その他、事務局の方から、何かございますか。

事務局：

資料につきましては、本日お持ちいただきました、応募事業者から提出のありました資料及び申請書類につきましては、事務局で回収させていただきますので、お席に置いたままにしておいていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、吹田市立岸部中グループホーム指定管理者候補者の選定につきましては、本日で最終となりますので、事務局を代表いたしまして、福祉部長の後藤より御挨拶を申し上げます。

(部長よりお礼の挨拶)

委員長：

それでは、本日の会議は、これで終了いたします。

〔7 閉会〕